

下米田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定
平成27年11月 1日改訂
平成29年11月20日改訂
平成30年10月 5日改訂
令和 元年 7月17日改訂
令和 4年 4月 1日改訂
令和 5年 6月 1日改訂
令和 5年 8月 1日改訂
令和 6年 3月14日改訂
令和 7年 4月14日改訂
令和 7年 6月 2日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条（平成25年度以降の定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 学校としての構え

- ・差別を憎み、ずるさは指摘し、一人も悲しい思いをしない学級に育てる。
- ・学校は、児童の心身の安定・安心を最優先に、危機感をもって早期発見・早期対応・未然防止に努め、早期発見・早期対応、並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許せない」という意識を、教育活動全体を通して、児童一人一人に徹底する。
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成し、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 いじめ未然防止のための取組

- ・「分かる・できる授業」を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・日常生活から自己を見つめ、規範意識を育成する指導をする。
- ・道徳、人権教育等を通して、生命や人権を大切にする指導をするとともに、差別や不合理・不公正

- な事象に気づき、他者の思いを察し共感できる心を育てる。
- ・普段から全学校職員が「いじめを絶対許さない」と言う態度で指導にあたり、いじめを発見した場合はすぐに報告・対応する。
 - ・全ての教育活動を通して、自己指導能力を育成する指導をする。
 - ・インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進を行う。(情報モラル)
 - ・ひびきあいの日を設け、児童会が中心となって取組を行い、あたたかい言葉・優しい言葉を広げる。
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童や外国につながる児童、性同一性障害・性的思考・性自認に係る児童も安心でき、自己肯定感を感じ、自尊感情が高まる魅力ある学校づくりに心がける。
 - ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を年に複数回開催する。
 - ・日頃から児童一人一人をじっくりとよく観察し、表情や行動の裏側にあるサインを感じ取る指導に心がける。
 - ・年に2回のQUアンケート、教育相談、保護者からの相談や懇談の内容から子ども達のSOSをいち早くつかみ、対応する。

3 いじめの早期発見・早期対応

- ・挨拶指導と日頃のきめ細かい観察を基盤にして日常的教育相談を行い、職員の連携指導を行うことでいじめ等の問題行動の未然防止に努める。
- ・日常的な声かけ、教育相談(6月・11月)、よりよい学校生活と友だちづくりのためのQUアンケート(6月・11月)の実施等を行う。
- ・学級担任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭等全職員が、情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。(子どもの姿の交流:週1回)
- ・教職員は教育相談を進める際、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にする。
- ・教職員は直ちに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。
- ・保護者や医療機関、特別支援学校等と積極的に連携を図る。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

◇定例会(毎週月曜日又は火曜日)

学校職員

◇緊急時

校長、教頭、生徒指導主事、関係学校職員

◇重大事態発生時等

美濃加茂市教育委員会の指導の下:学校職員代表(校長・教頭・生徒指導主事・関係学校職員)、いじめ・不登校等防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員他、事案に応じて外部委員(PTA代表・学校運営協議会委員・スクールカウンセラー・民生児童委員・スクールロイヤーなど)を招集
--

5 いじめ発生時の対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、第一報を市教委へ入れ、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。

- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、直ちに対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめを行った児童等が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童等やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童等に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・必要に応じ、関係諸機関の協力を求め、指導に当たる。
- ・早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、場合は早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

【重大事態について】

重大事態とは…「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法 28 条 1 項 1 号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法 28 条 1 項 2 号）をいう。

【重大事態への対応と留意点】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	取 組
前期	・PTA 総会及び児童集会等での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・職員研修会（「方針」、前年度の実施と対応） ・いじめアンケート、QU アンケートの実施（6 月）、教育相談の実施① ・職員研修会（QU 研修） ・いじめ未然防止・対策委員会
夏休み	・職員研修会（いじめの早期発見と早期対応について）
後期	・いじめ・言葉づかいに関わる学活の実施 ・いじめアンケート・教育相談の実施② QU アンケートの実施（11 月） ・携帯電話の安全利用についての学活（3～6 年） ・「ひびきあいの日」（児童会によるキャンペーン）の取組 ・職員研修会（QU 研修） ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し
通年	・打ち合わせでの生徒指導に関する情報を交換し、いじめ等の早期発見に努める。

	・集会等による生徒指導主事の話（言葉づかい、仲間の気持ちを考えること、よさを広めること） ・スクールカウンセラーによる相談を通して、子どもたちの心のケアに努める。
--	--

7 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ 相当の期間については、3ヶ月を目安とすること

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童等及び、いじめを行った児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。また、子ども同士の解決が見られた後にも、保護者への連絡や確認を定期的に行い、関係者すべての気持ちの安息や安心を見届けていく必要がある。

8 その他

- ・アンケート質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の2次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
- ・「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処マニュアル」を定めて共通行動を徹底する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。